

青の光で安全・安心まちづくり

青色防犯パトロールの手引き



大阪府警察本部 府民安全対策課

はじめに

平成 16 年 12 月 1 日から青色防犯パトロール活動が始まりました。大阪では平成 17 年 2 月から青色防犯パトロール活動が始まり、その活動は府内全域に広がり、犯罪抑止に大きな効果を上げております。

この手引きは、青色防犯パトロールをより効果的に実施していただくために作成したものです。この手引きを活用していただき、効果的なパトロールを展開されることを願っております。

目 次

- 第 1 防犯パトロールの目的
- 第 2 青色防犯パトロールの考え方・心構え
- 第 3 青色防犯パトロール前の準備
- 第 4 効果的なパトロール
- 第 5 パトロール中の着眼点
- 第 6 パトロールに関しての留意事項
- 第 7 緊急事案等への対応
- 第 8 申請手続き等

第1 防犯パトロールの目的

- 犯罪・事故を未然に防止すること
- 地域のみなさんの防犯に対する関心を高めること
- 地域の犯罪抑止機能を向上させること

第2 青色防犯パトロールの考え方・心構え

1 ボランティア活動としてのパトロール

自主的に行うものであり、特別な権限が与えられて
いるわけではありません。

道路交通法等の法令を守り、安全運転に心掛けて
下さい。



2 気楽に! 気長に! 安全に!

気負わず、肩肘を張らず、気楽にやりましょう。

気長に続ければ、防犯の輪が広がり、犯罪の起きにく
い環境が醸成され、犯罪の発生が減少していきます。

危険なことをする必要はありません。

事故に遭ったり、怪我をしたのでは、活動を継続する
ことが難しくなります。

第3 青色防犯パトロール前の準備

1 パトロール計画の策定

犯罪の発生状況、通学路や自動車の通行規制区域等
を考えたパトロールコースや時間を設定して下さい。

無理のない計画を立てて下さい。



2 服装・携行品等の確認

各団体で定められた帽子、腕章、ジャンバー(夜間パ
トロールの場合は蛍光色の物)等の服装や懐中電灯、
メモ帳、筆記用具等を用意すること。

実施者証を必ず携行していること。

車体に「団体名と防犯パトロール中」を明確に表示し、
標章を自動車の後方から見えるように掲示していること。

車体の破損の有無、ガソリン、エンジンオイル等の運行前
点検を実施すること。破損や故障等があれば、修理すること。

3 活動開始の報告

地域のみなさんに理解と協力を求めるためにも具体
的にどのような活動をするのか、回覧板等を利用するな
どして地域のみなさんに知らせましょう。

第4 効果的なパトロール

1 積極的な声かけの実施

車両の窓を開けて、子どもに「行ってらっしゃい」、「気をつけて帰るんだよ」と声をかけることによって、子どもは安心感を持ちます。



子どもにとって地域の中に知っている大人が増えることは、地域の防犯力向上のキーポイントです。

夜間帯の声かけについては、不審者に間違われないように、後方から声かけしない等その方法に注意して下さい。

2 通学路や雑踏場所での停車パトロール

駐停車違反にならないよう、停車場所を選定し、停車によるパトロールも取り入れるようにしましょう。

3 パトロール状況の記録と情報共有

パトロール中に気づいた点は、記録に努め、警察、自治体、学校等へ連絡するとともに、お互いに情報を共有できるようにして下さい。

第5 パトロール中の着眼点

1 通学路・公園等に異常はないか

通学路等に不審な車(者)はないかチェックしよう。

- 車の中から子どもに声をかけている
- 携帯電話のカメラ等で子どもを撮影している
- 下半身を露出したまま運転席に座っている
- 子どもに無差別に声をかけている など

また、通学路等での違法駐車や公園の雑草は死角を作り、犯罪が起きやすい場所となります。

そのような場所があれば、地域から警察・自治体・管理者等に申し出るようにして下さい。

2 落書きやゴミ（廃棄物）の不法投棄はないか

環境悪化は犯罪発生の土壌となります。

地域で早めに措置しましょう。



3 防犯灯の整備が必要な場所はないか

暗い道路はちかん等が出没するおそれがあります。

防犯灯設置の必要性等を地域で一緒に考えてみて下さい。

第6 パトロールに関する留意事項

1 交通事故防止

交通事故に注意し、安全運転に心掛けましょう。

不審車両追跡等の危険行為は絶対しない。

(車種やナンバーを控えて、警察に通報して下さい。)

2 交通事故発生時の措置

負傷者を救護し、必ず救急と警察に通報しましょう。

過去に軽傷事故や物損事故を警察に届け出なかったため、トラブルになったケースもありました。



3 申請した地域でのパトロール

申請した地域以外では、青色回転灯を点灯した運行はできません。

証明の取消しの対象となります。

4 パトロールに専従

配達や通勤等の他の業務を兼ねて行うもの、防犯活動の名を借りて自らの団体の存在をアピールするようなものは、青色防犯パトロールとは認められません。

第7 緊急事案等への対応

1 犯罪や不審者に遭遇又は目撃したとき

安全な距離を保ち、事故や怪我のないようにして下さい。

不審者の行動や特徴等を確認し、警察(消防)に通報して下さい。

通報後は、警察の指示に従って下さい。

青色防犯パトロール中であることを明確に告げて下さい。

2 警察や病院等へ通報を求められたとき

当事者の安全を確保した上で、警察署、消防署へ連絡して下さい。

第8 申請手続き等

● 大阪府警察ホームページ（アドレス）

<http://www.police.pref.osaka.jp/>

● 申請窓口（各警察署生活安全課）

青色防犯パトロール日誌

| | | | | |
|-----------------|---------------------------------|----|--|--|
| 実施日時 | 平成 年 月 日(曜日) 天気() 時 分 ~ 時 分 | | | |
| 実施者 | 運転者 | | | |
| | | | | |
| 終了時の指示メーター (km) | km | | | |
| 給油量 (リットル) | リットル | | | |
| パトロール概要 | | 備考 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

運行前チェック表

| 運行前チェック実施日時 |
|--|
| 平成 年 月 日 時 分 |
| 運行前チェック項目 |
| <input type="checkbox"/> 自動車の通行規制区域が、パトロールコースに設定されていないか。 |
| <input type="checkbox"/> 帽子、腕章、ジャンパーを着用しているか。 |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯、メモ帳、筆記用具を積んでいるか。 |
| <input type="checkbox"/> 実施者証を携行しているか。 |
| <input type="checkbox"/> 標章を自動車の後方から見えるように掲示しているか。 |
| <input type="checkbox"/> 車体に「団体名と防犯パトロール中」である旨を明確に表示しているか。 |
| <input type="checkbox"/> ガソリンは不足していないか。 |
| <input type="checkbox"/> エンジンオイルは不足していないか。 |
| <input type="checkbox"/> 車体に傷・へこみがないか。 |
| <input type="checkbox"/> ウインカー、各種ライト、青色回転灯が点灯しているか。 |